

# 令和8年度前期選抜募集要項

福島県立会津学鳳高等学校

〒965-0003

福島県会津若松市一箕町大字八幡字八幡1番地の1

TEL 0242-22-3491

FAX 0242-22-3521

## 1 アドミッション・ポリシー

会津学鳳高校では、次のような生徒を求めている。

- ① 知的好奇心や学びへの意欲を持ち、自らの個性を主体的に伸ばそうとする生徒
- ② 社会や身近な問題について、自ら課題を発見して創造的に解決しようとする生徒
- ③ 自他の考えを適切に伝え合うことにより、さまざまな人たちと協働しようとする生徒
- ④ 異なる文化への関心を持ち、国際交流にもチャレンジする意志のある生徒
- ⑤ 部活動に熱心に取り組むことにより、自己を成長させ、将来社会に貢献できる資質を養おうとする生徒

## 2 実施学科及び募集定員

課程	実施学科	募集定員	前期選抜の募集定員
全日制	総合学科	200名	募集定員から、会津学鳳中学校からの入学を志願する者（以下「併設入学予定者」という。）の数を除いた数とする。

## 3 通学区域

「福島県立高等学校の通学区域に関する規則」により、県下一円とする。

## 4 出願資格

高等学校に入学を出願することのできる者は、次の（1）の条件を満たす者とし、特色選抜への出願資格については、（1）に加えて（2）の条件も満たす者とする。

### （1）次の各号のいずれかに該当する者

- ① 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者、あるいは令和8年3月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業者及び卒業見込の者」という。）  
ただし、併設入学予定者を除く。
  - ② 中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者
- （2）「5 募集定員枠及び志願してほしい生徒像（1）特色選抜」における「志願してほしい生徒像」を踏まえ、本校を自ら志願する動機・理由が明白かつ適切である者

## 5 募集定員枠及び志願してほしい生徒像

### （1）特色選抜

募集定員枠は、募集定員から会津学鳳中学校の第3学年に在籍する者（令和7年11月1日現在）の数を除いた数の20%程度とする。

また、志願してほしい生徒は次のとおりである。

本校は「国際化、情報化社会に夢拓く力の育成」を教育目標として、「文武両道を実践し、将来積極的に社会に貢献する生徒の育成」を目指している。

次の1型又は2型に該当する者で、かつ本校を自ら志願する動機・理由が明白かつ適切である者とする。

#### 1型（運動部）

部活動や地域クラブ活動等における県大会出場程度以上の実績もしくは個人として選抜選手相当の実績を有し、入学後、リーダーシップを發揮しながらその活動を継続する意志がある者

ただし、次の部活動に限る。

##### ・男女共通

陸上競技（※）、バスケットボール、バレー、バドミントン、テニス（ソフトテニスを含み、高校での活動は「（硬式）テニス」）、卓球、水泳、弓道、剣道、なぎなた

※ 陸上競技は次の種目の内から一つ以上の競技実績がある者とする。

100m、150m、200m、400m、800m、

100mハードル（規格は問わない）、110mハードル（規格は問わない）、

4×100mリレー、走幅跳、走高跳、三段跳、各種混成競技（三種、四種）

##### ・男子

野球、サッカー

## 2型（文化部）

部活動や地域クラブ活動等における県大会出場程度以上の実績もしくは県大会相当以上のコンクールにおいて表彰の実績を有し、入学後、リーダーシップを発揮しながらその活動を継続する意志がある者

ただし、次の部活動に限る。

・男女共通

合唱、吹奏楽、美術、書道

### （2）一般選抜

募集定員枠は、募集定員から、併設入学予定者の数と、特色選抜において合格と判定された者の数を除いた数とする。

## 6 併願の取り扱い

志願者は、本校に限り、特色選抜と一般選抜のいずれか又は両方に出願することができる。

## 7 出願資格申請（県外等からの志願者、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の志願者）

県外等からの志願者、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の志願者は、申請期間内に持参又は送付により必要な書類を本校校長に提出し、出願資格を有することの承認を得る。

### 【申請期間】

令和7年11月17日（月）午前9時から令和7年12月26日（金）午後4時まで

及び令和8年1月5日（月）午前9時から令和8年1月30日（金）午後4時まで

### （1）申請方法

#### ① 県外等からの志願者

中学校を経由して、本校校長に連絡の上、次の書類を提出する。

提出の際は、志願者の住所、氏名を記入し、460円分の切手を貼付した返信用封筒（長形3号）を併せて提出する。

ア 出願資格申請書（様式9号）

イ 保護者が本校の通学区域に居住することになることを証明する書類

#### ② 中学校卒業者及び卒業見込の者以外の志願者

志願者が直接、本校校長に連絡の上、次の書類を提出する。

提出の際は、志願者の住所、氏名を記入し、460円分の切手を貼付した返信用封筒（長形3号）を併せて提出する。

ア 出願資格申請書（様式9号）

イ その他、本校校長が指示する書類

（保護者が本校の通学区域に居住することを証明する書類や学校教育における9年の課程の終了を証明する書類等）

・保護者が本校の通学区域に居住することになることを証明する書類

・市町村長が発行する「住民票の写し」（個人番号の記載がないもの）

ただし、住民登録ができない事情がある場合は、保護者の勤務先の所属長が発行する「転勤見込証明書」など、本校の通学区域に居住することになることを証明する書類で代替することができる。

### （2）審査結果の通知

本校校長は、申請書等の内容を確認し、志願者の在籍（出身）中学校長（以下「中学校長」という。）に連絡の上、送付の記録が残る簡易書留等により、「出願資格審査結果通知書」（様式10号）を中学校長を経由して、志願者に通知する。

なお、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の志願者の場合は、直接連絡の上、通知する。

また、審査の結果にかかわらず、提出した書類等は返還しない。

### （3）出願資格を有することを承認された志願者は、「8 WEB出願システムの利用」により、福島県立学校入学者選抜WEB出願システム（以下「WEB出願システム」という。）に氏名や現住所、保護者氏名等の志願者基本情報の登録（以下「志願者基本情報登録」という。）を行う。

### （4）やむを得ない事情により、申請期間内に出願資格申請をできなかった者が、出願を希望する場合は、出願受付期間及び出願先変更受付期間に限り、出願資格申請を受け付ける。

### （5）一度、出願資格を有することを承認された志願者がやむを得ない事情により他の高等学校に出願しようとする場合、あるいは出願先変更をする場合は、上記（1）～（3）に準じて新たな志願先の高等学校長の承認を得る。

## 8 WEB出願システムの利用

(1) 出願手続等には、WEB出願システムを利用する。

WEB出願システムによる手続等の詳細は、別に公表するWEB出願システム志願者用マニュアル等による。

(2) 志願者は、WEB出願システムに、志願者基本情報登録を完了させた後に、出願手続を行う。

(3) 志願者は、出願に当たって、本校の情報等（以下志願者基本情報と併せて「志願情報」という。）をWEB出願システムに登録する。

なお、県立高等学校入学者選抜においては、志願情報を入学願書として取り扱う。

## 9 出願に必要な書類

(1) 中学校卒業者及び卒業見込の者

① 令和8年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書（以下「調査書」という。様式1号）  
ただし、令和2年3月末日までに中学校を卒業した者については、調査書の提出を免除する。

② 特色選抜志願理由書（様式2号により、本校において作成したもの）  
ただし、一般選抜のみに出願する志願者については不要とする。

(2) 上記（1）以外の者

① 特色選抜志願理由書（上記（1）②と同じ）

ただし、一般選抜のみに出願する志願者については不要とする。

② 健康診断書（令和8年1月以降に医師の診断を受けたもの）（様式3号）

③ 履修証明書、学習成績証明書

ただし、やむを得ない事情がある場合には、それに代わるもの。

なお、外国における最終学校の履修証明書、学習成績証明書等とする場合は、日本語又は英語によるものとする。

## 10 出願手続

(1) 中学校卒業者及び卒業見込の者

中学校長を通して、本校校長に出願する。

① 志願者は、WEB出願システムに志願情報を登録の上、WEB出願システムを介して入学検定料（2,200円）を納付し、中学校長に出願を申請する。

なお、納付した入学検定料は返還しない。

### 【申請期間】

令和8年1月26日（月）午前9時から令和8年2月5日（木）正午まで

② 中学校長は、WEB出願システムにおいて志願情報に誤りがないこと、出願資格を満たしていること及び必要額の入学検定料を納付していることを確認の上、出願を承認する。

### 【中学校承認期間】

令和8年2月2日（月）午前9時から令和8年2月5日（木）午後4時まで

中学校長は、特色選抜志願理由書等、書面による提出が必要な書類がある場合、提出票（様式5号）を添付し、出願受付期間内に、持参又は送付により本校校長に提出する。

なお、調査書については「12 調査書提出」に定めるところにより提出する。

持参及び送付による書類の提出方法は次のとおりとする。

#### ・持参による書類の提出方法

受付時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。

ただし、最終日はそれぞれの受付期間の終了時刻までとし、土曜日、日曜日、祝日及び振替休日を除く。

#### ・送付による書類の提出方法

送付の記録が残る簡易書留等とし、それぞれの提出期間最終日の指定された時間までに必着とする。

宛先 福島県立会津学鳳高等学校長

住所 〒965-0003

福島県会津若松市一箕町大字八幡字八幡1番地の1

③ 本校校長は、志願情報及び提出された書類について精査し、WEB出願システムにより出願を受理する。

### 【出願受付期間】

令和8年2月2日（月）午前9時から令和8年2月6日（金）正午まで

本校校長は、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、出願の受理を取り消すことができる。

#### ・志願情報に虚偽があるとき

#### ・所定の手続を経ないで、他通学区域から出願したとき

(2) 上記（1）以外の者

上記（1）に準じ、志願者が直接、出願手続を行う。

(3) その他

① 隣接県の隣接学区内からの出願については、別に隣接県教育委員会と福島県教育委員会が相互に定める入学志願者の取扱いに関する協定により、本校校長が処理する。

なお、出願の際に、他都道府県の公立高等学校に出願しないことを証明する書類（様式4号）を提出する。

② 一家転住やその他のやむを得ない事情により、期間内に出願手続をできなかった者が、新たに出願を希望する場合は、「11 出願先変更（1）③」における出願先変更受付期間に限り、これを受け付ける。

その際、中学校長は、速やかに本校校長に連絡する。

## 11 出願先変更

出願先変更とは、先の出願を取り下げて新たに出願することをいい、期間内で、1回に限り、他の高等学校及び福島県立特別支援学校高等部（以下「特別支援学校」という。）への変更をすることができる。

(1) 中学校卒業者及び卒業見込の者

中学校長を通して、本校校長に下記により出願先変更を願い出る。

① 出願先変更を希望する志願者は、中学校長にその旨を申し出た後、WEB出願システムに新たな志願先の志願情報を登録し、中学校長に申請する。

また、出願先変更により入学検定料の不足が生じる場合は、WEB出願システムを介して不足額を納付する。

なお、納付した入学検定料は返還しない。

【申請期間】

令和8年2月9日（月）午前9時から令和8年2月12日（木）正午まで

② 中学校長は、WEB出願システムにおいて志願情報に誤りがないこと、出願資格を満たしていること及び必要額の入学検定料を納付していることを確認の上、新たな出願を承認する。

【中学校承認期間】

令和8年2月9日（月）午前9時から令和8年2月12日（木）午後4時まで

中学校長は、特色選抜志願理由書等、書面による提出が必要な書類がある場合、提出票（様式5号）を添付し、出願先変更受付期間内に、持参又は送付により新たな志願先の高等学校長に提出する。

なお、調査書については「12 調査書提出」に定めるところにより提出する。

また、特別支援学校へ出願先変更を希望する場合は、「令和8年度福島県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要綱」に定めるところにより、新たな志願先の特別支援学校長に提出する。

③ 新たな志願先の高等学校長は、志願情報及び提出された書類について精査し、WEB出願システムにより出願先変更を受理する。

なお、出願先変更の受付をもって、本校への出願は取り下げられる。

【出願先変更受付期間】

令和8年2月9日（月）午前9時から令和8年2月13日（金）正午まで

(2) 上記（1）以外の者

上記（1）に準じて、本校校長に出願先変更を希望する旨を申し出た後に、志願者が直接、出願先変更の手続を行う。

(3) その他

先に本校に提出した書類等は返還しない。

また、出願先変更に伴い入学検定料に差額がある場合でも、すでに納付した入学検定料との差額は返還しない。

## 12 調査書提出

中学校長は、調査書提出期間内に、提出票（様式5号）を添付し、持参又は送付により調査書を本校校長に提出する。

【調査書提出期間】

令和8年2月16日（月）午前9時から令和8年2月17日（火）午後4時まで

## 13 受験票の印刷

志願者又は中学校は、令和8年2月18日（水）午前9時以降に、WEB出願システムから受験票を印刷する。

## 14 出願取消

前期選抜に出願した者が出願を取り消す場合は、出願取消の手続を行う。

### (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者

- ① 出願を取り消す志願者は、中学校長に申し出た後に、WEB出願システムに出願取消の情報を登録し、中学校長に出願取消を申請する。
- ② 中学校長は、WEB出願システムにおいて出願取消の情報に誤りがないことを確認の上、承認する。

※ 志願者が検査当日以降に出願取消を申し出た場合、中学校長は、速やかに本校校長に連絡をした後に、手続を始めること。

#### 【出願取消期間】

令和8年2月9日（月）午前9時から令和8年3月13日（金）午前9時まで

### (2) 上記（1）以外の者

上記（1）に準じて、本校校長に出願取消を希望する旨を申し出た後に、志願者が直接、出願取消の手続を行う。

### (3) その他

- ① 前期選抜の出願を取り消した者は、印刷した受験票を破棄する。
- ② 納付した入学検定料及び本校に提出した書類等は返還しない。

## 15 自己申告書の提出

本校校長に申し出ておいた方がよいと考える事情がある志願者については、本人の希望により、出願に際して本校校長に自己申告書（様式7号）を提出することができる。

なお、志願者の保護者は必要に応じて補足事項を記入してもよい。

提出及び受領は、次の方法により行う。

志願者は、自己申告書に必要事項を記入し、厳封の上、本校校長あて親展とし、持参又は送付する。

ただし、送付の場合は提出期間最終日の消印を有効とし、志願者の住所、氏名を記入し、110円分の切手を貼付した返信用封筒（長形3号）を同封する。

#### 【自己申告書提出期間】

令和8年2月16日（月）午前9時から令和8年2月18日（水）午後4時まで

## 16 選抜方法・選抜資料

### (1) 特色選抜

特色選抜志願理由書、調査書の審査結果、学力検査の成績及び特色選抜に係る面接（以下「特色面接」という。）の結果を資料として選抜を行う。

#### 特色選抜志願理由書

- ① 本校への志願動機、学校生活に対する抱負、将来の進路などについて本人が記入する。  
部活動や地域クラブ活動等における大会やコンクールの実績等も具体的に記入する。  
ただし、上記5（1）で指定する部活動に限る。

#### 調査書

- ① 「各教科の学習の記録」は傾斜配点を実施し、音楽、美術、保健体育、技術・家庭の教科の評定を2倍することとし、195点満点とする。
- ② 「特別活動等の記録」、「長所・特技等の記録」は75点満点として、合計270点満点とする。  
部活動や地域クラブ活動等の実績や取組内容など総合的に評価し、点数化する。
- ③ 調査書の「出欠の記録」は選抜資料としない。

#### 学力検査

- ① 5教科実施し、1型、2型共に学力検査の満点を250点とする。
- ② 学力検査の日時、日程及び会場は次のとおりとする。

ア 日時 令和8年3月4日（水）午前9時～午後3時10分

イ 日程

8:20 9:00 9:50 10:10 11:00 11:20 12:10 13:10 14:00 14:20 15:10

点呼 諸注意	国語	休	数学	休	外国語 (英語)	昼食	理科	休	社会
	(50分)	(20分)	(50分)	(20分)	(50分)	(60分)	(50分)	(20分)	(50分)

※ 外国語（英語）の検査には、「放送によるテスト」を含む。

ウ 会場 本校（受付場所 高校昇降口）

エ 注意事項

・受験票を必ず持参する。

・上書き、昼食、鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴム、コンパス、定規（ただし、分度器機能を有する定規は使用できない。）を持参すること。

なお、下敷き、分度器、計算機能や言語表現機能を有するもの、携帯電話等の通信機器類、電子辞書等の電子機器類は持ち込まないこと。

- ・午前8時00分から受付を開始する。

#### 特色面接

- ① 個人面接を実施する。
- ② 面接時に、中学校の部活動や地域クラブ活動等を通して学んだこと、その活動へ取り組む姿勢や意欲、および継続の意志等を見る。
- ③ 面接は点数化し、15点満点とする。
- ④ 特色面接の日時、日程及び会場は次のとおりとする。

ア 日時 令和8年3月5日（木）午前9時～

イ 日程

8:20 9:00

点呼 諸注意	特色面接 (一人10分程度)
-----------	-------------------

※ 特色面接終了予定時刻は前日までに本校WEBページに掲載し、当日朝に知らせる。

ウ 会場 本校（受付場所 高校昇降口）

#### エ 注意事項

- ・受験票を必ず持参する。
- ・上書き、筆記用具を持参する。
- ・長時間待つこともありますので、学習や読書をしててもよい。
- ・携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は持ち込まないこと。
- ・午前8時00分から受付を開始する。

### （2）一般選抜

調査書の審査結果及び学力検査の成績を資料として選抜を行う。

なお、特色選抜と一般選抜の両方に応募した志願者が、特色選抜に不合格になった場合は、一般選抜のみの志願者と併せて選抜の対象とする。

#### 調査書

- ① 「各教科の学習の記録」は傾斜配点を実施し、音楽、美術、保健体育、技術・家庭の教科の評定を2倍することとし、195点満点とする。
- ② 「特別活動等の記録」、「長所・特技等の記録」、部活動や地域クラブ活動等の実績や取組等は点数化しない。
- ③ 「出欠の記録」は選抜資料としない。

#### 学力検査

- ① 5教科とする。
- ② 満点を250点とする。
- ③ 学力検査の日時、日程及び会場は次のとおりとする。

ア 日時 令和8年3月4日（水）午前9時～午後3時10分

イ 日程

8:20 9:00 9:50 10:10 11:00 11:20 12:10 13:10 14:00 14:20 15:10

点呼 諸注意	国語	休	数学	休	外国語 (英語)	昼食	理科	休	社会
	(50分)	(20分)	(50分)	(20分)	(50分)	(60分)	(50分)	(20分)	(50分)

※ 外国語（英語）の検査には、「放送によるテスト」を含む。

ウ 会場 本校（受付場所 高校昇降口）

#### エ 注意事項

- ・受験票を必ず持参する。
- ・上書き、昼食、鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴム、コンパス、定規（ただし、分度器機能を有する定規は使用できない。）を持参すること。

なお、下敷き、分度器、計算機能や言語表現機能を有するもの、携帯電話等の通信機器類、電子辞書等の電子機器類は持ち込まないこと。

- ・午前8時00分から受付を開始する。

## 17 追検査等の実施

追検査等の実施については、当該志願者が欠席した検査等を実施し、他の志願者と併せて判定する。

### （1）追検査等の対象となる志願者

- ① インフルエンザ等学校感染症（※）に罹患した状態にあり、検査等の全部又は一部を欠席した者

- ② インフルエンザ等学校感染症以外の疾病や負傷等により、やむを得ず検査等の全部又は一部を欠席した者
  - ③ 試験会場に向かう途中の事故・事件等に巻き込まれた場合や非常災害による交通遮断等、やむを得ない事由により検査等の全部又は一部の欠席を余儀なくされた者
- なお、上記②、③の志願者の追検査等の可否については、本校校長と県教育委員会が協議し判断する。
- ※ ここでいう「インフルエンザ等学校感染症」とは、学校保健安全法施行規則第18条に定められた「学校において予防すべき感染症」を指すものとする。
- (2) 定員について  
定員枠については、募集定員の外枠とはしない。
- (3) 追検査等受験の手続き
- ① 中学校長は、事前に本校校長に連絡する。  
ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に連絡する。
  - ② 追検査等の受験を希望する者は、追検査等受験願（様式11号）を令和8年3月6日（金）午後4時までに中学校長を通して本校校長へ提出する。  
ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。
  - ③ インフルエンザ等学校感染症に罹患した状態にあり、検査等の全部又は一部を欠席した者及びインフルエンザ等学校感染症以外の疾病や負傷等により、やむを得ず検査等の全部又は一部を欠席した者については、医師の診断書等、医療期間の受診が分かる書類を添付する。
  - ④ 本校校長は追検査等の受験を認めた者に対して、追検査等受験許可証（様式12号）を交付する。

(4) 追検査等の日時、日程及び会場は次のとおりとする。

- ① 学力検査の日時 令和8年3月10日（火）午前9時～午後2時45分
- ② 学力検査の日程

8:20 9:00 9:50 10:05 10:55 11:10 12:00 12:50 13:40 13:55 14:45										
点呼 諸注意	国語	休	数学	休	外国語 (英語)	昼食	理科	休	社会	
	(50分)	(15分)	(50分)	(15分)	(50分)	(50分)	(50分)	(15分)	(50分)	

※ 外国語（英語）の検査には、「放送によるテスト」を含む。

- ③ 特色面接の日時 令和8年3月10日（火）午後2時45分以降  
なお、非常災害による交通遮断等が追検査当日まで及ぶ場合は、追検査等の日時を別に設定する。
- ④ 会場 本校（受付場所 高校昇降口）
- ⑤ 非常災害による交通遮断等が追検査当日まで及ぶ場合は、追検査等の日時を別に設定する。
- ⑥ その他 持参物については、上記16（1）又は（2）の注意事項に記載されているとおりとする。

## 18 選抜結果発表

WEB出願システムにより、選抜結果（合格・不合格・出願取消、合格した選抜）の発表を行う。

### 【選抜結果発表期間】

令和8年3月16日（月）午後1時から令和8年3月24日（火）午後5時まで

- (1) 志願者は、WEB出願システムにより自身の選抜結果を確認する。
- (2) 当日は午後1時以降に、WEB出願システムを利用できない志願者への配慮として、合格者一覧を本校において掲示する。
- (3) 本校校長は、合格者に対して合格通知書（様式13号）を本校第一体育館で交付する。  
受験票を持参し、来校すること。
- (4) 本校校長は、提出書類等の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことができる。

## 19 学力検査結果の提供

前期選抜の学力検査（追検査を含む。）受験者に対し、WEB出願システムにより、本人の各教科の得点と5教科の合計得点の情報を提供する。

なお、対面、電話、はがき等による請求は受け付けない。

### 【学力検査結果提供期間】

令和8年3月16日（月）午後2時から令和8年3月24日（火）午後5時まで

## 20 その他

### (1) 選抜の一部が未完了となった者の取扱い

選抜の一部が未完了となった者の取扱いは次のとおりとする。

なお、インフルエンザ罹患、新型コロナウイルス感染症罹患及び体調不良等により別室で受験をした者で、選抜の一部が未完了となった者も含む。

#### ① 追検査等の対象となる志願者

「一部未完了となった選抜の意思連絡書」（様式14号）を令和8年3月6日（金）午後4時までに本校校長へ提出する。

その場合、中学校長は、事前に本校校長に連絡する。

本校校長は、「一部未完了となった選抜の意思連絡書受領書」（様式15号）を交付する。

なお、「一部未完了となった選抜の意思確認書」において、追検査等の受験を希望した場合の手続きについては、上記17（3）に定めるところによる。

「一部未完了となった選抜の意思連絡書」において、追検査等の受験を希望しない場合は受験した内容のみで合否判定を行う。

#### ② 追検査等の対象とならない志願者

受験した内容のみで合否判定を行う。

※ 書類の提出及び交付は、原則として対面とする。

### (2) 前期選抜で不合格となった者についての取扱い

前期選抜で不合格となった者が、後期選抜に出願するときは、「令和8年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」の定めるところにより、新たに出願する。

### (3) 入学辞退の手続

合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届（様式16号）を中学校長を通して本校校長に提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

なお、納付した入学検定料及び高等学校に提出した書類等は返還しない。

### (4) 選抜当日の交通手段について

選抜当日は可能な限り公共交通機関を利用する。

なお、自家用車等の校地内への乗り入れについては、本校職員の指示に従うこと。

### (5) 障がい等のある志願者に対する配慮

#### ① 中学校卒業者及び卒業見込の者

原則として年内に、志願者は、中学校長を通して、「受験上の配慮申請書」（様式17号）を、本校校長に提出する。

その際、中学校長は、中学校における「生活・学習の様子、配慮等に関する説明書」（様式18号）と本校校長が必要と判断した場合には診断書等も併せて提出する。

本校校長は、願書受付後に、「受験上の配慮に関する通知書」（様式19号）により、受験上の配慮に関して中学校長をとおして志願者に通知する。

#### ② 上記①以外の者

原則として年内に、志願者は、「受験上の配慮申請書」（様式17号）を、本校校長に提出する。

本校校長が必要と判断した場合には診断書等も併せて提出する。

本校校長は、願書受付後に、「受験上の配慮に関する通知書」（様式19号）により、受験上の配慮に関して志願者に通知する。

前期選抜に関するその他の一切については、「令和8年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」によって実施する。